

インターネット、携帯電話を使った犯罪

インターネットはとても便利。ならば一度「インターネット犯罪」で検索をしてみよう。

大学生と携帯電話、パソコンは切っても切れない関係になりました。インターネットや携帯電話は大変便利なものですが、一方、その匿名性や手軽さから、これらを利用した犯罪がここ数年爆発的に増加しています。しかも、そうした犯罪は日々新たなものが発生し、法規制も間に合わないほどです。代表的なものをここでは紹介しますが、皆さんも「ネット犯罪」をキーワードにサイトを検索し、常に新しい情報を入手することをお勧めします。

オンラインショッピング(オークション)詐欺

インターネットで商品を注文し、支払いをしたのに品物が届かない。問い合わせをしようとしたところサイトが消えていた。そんな経験したことありませんか？

ネットショッピングをするときは、よほど名の通ったサイトでないかぎり、会社情報としてメールアドレス以外の連絡方法(住所・電話番号など)が記載され、それらが通じているかなど、中身をよく確認してから契約するようにしてください。また、ネットオークションなど個人と取引する場合などは特に注意が必要です。相手先の連絡先(住所・電話番号など)を聞いて直接電話してみる必要もあるでしょう。また、出品者の評価もよく見ておく必要がありますが、サイトによっては工夫次第で、自分で自分の評価を書き込み自作自演ができる場合もあり、当てにならないこともあります。



Advice

利用しようとしているサイトに会社情報が掲載されているかを確認することが最低条件ですが、少なくとも名の通ったサイト以外でのオンラインショッピング、特にネットオークションなどは近年急速に発展したため、法の整備など課題が山積みの分野でもあります。したがって、インターネットを利用するの取引には、ある程度のリスクは覚悟する必要があります。

インターネット ネズミ講

「1,000円が1カ月後には合法的に200万円になるビジネスです。簡単なネットワークビジネスにあなたも参加してみませんか？」——メールやインターネットの掲示板でこんな書き込みを見たことはありませんか？

「高収入を得られるサイドビジネスに参加しませんか」といった電子メールが送られて来て、ネットワークビジネスなどという耳障りのよい言葉で勧誘し、説明されるがままに自分の住所、氏名などを書いて複数の見ず知らずの人たちに、総額1,000円ほどを送金してしまうというのが代表的な例です。説明では、200円を5人に送金すれば、その後次から次へとお金が送られて来て、1カ月後には総額何百万円もの収益をあげることになると言っています。しかし、これは明らかに違法なネズミ講です。ネズミ講のシステムからいって何百万円になるなどということはありえませんし、元金の1,000円も回収できるケースはまれです。

**Advice**

1,000円くらいなら、だめもとで参加してしまおうと考えてしまうかもしれませんが、ネズミ講は違法な行為（無限連鎖講の防止に関する法律違反）です。加入することを勧誘すれば処罰の対象となります。

フィッシング詐欺

「あなたの口座の更新期限が迫っています。以下のURLにアクセスし更新の手続きをしてください」。こんなメールが届いたことはありませんか？

銀行や信販会社等からのメールを装って、実在する企業の偽ホームページにアクセスさせて、そのページにクレジットカードの番号やID、パスワード等を入力させ、不正に個人情報を入手し、その情報を元に金銭をだまし取ろうというものです。

**Advice**

メールを送信してきたとされる企業に問い合わせ確認する慎重さが必要です。メールで送信されてきたURLではなく、自分でその会社のホームページにアクセスしてみてください。もしかしたら、「当社を装ったフィッシング詐欺にご注意ください」と掲載されているかもしれません。

未払い債権の不当請求詐欺

「有料サイトの使用料を支払え」。こんな電話を受けたことはありませんか？

電子メールや携帯電話あるいは郵便等で、使用した覚えのないサイトの未払い金を請求する詐欺被害については、社会的な認知度が増し、一時に比べ被害もだいぶ減ってきています。請求書に「回収員が自宅へ出向く」など脅し文句が書いてあったり、あるいは過去に自分が使ったサイトの請求ではとったりし、不安な思いをしている人もいます。この詐欺は基本的にはそういった、勘違いや関わりになりたくない気持ちなどに付け込む手口です。

- (1) あなたがわざわざ教えない限り、電話番号やメールアドレスから住所が特定されることはありません。
- (2) たとえ先方があなたの氏名や住所などを知っていたとしても、自宅にまで来たという事例は報告されていません。どうしても心配でしたら警察に連絡しましょう。

**Advice**

少しでもおかしいと思ったら、請求に応じて支払う前に学生センターか消費者センターに相談してください。

